合同企業説明会出展補助金交付要領

　（目的）

第１条　この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成１６年薩摩川内市規則第６７号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成１８年薩摩川内市条例第４０号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市経済シティセールス部関係補助金等交付要綱（平成２４年薩摩川内市告示第２０４号）第２条の表に掲げる合同企業説明会出展補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象者）

第２条　補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

⑴　中小企業基本法(昭和３８年法律第１５４号)第２条第１項に規定されている中小企業者及びその他これに準ずるものと市長が認める法人又は団体

⑵　本市の区域内に事業所を有し、６ヵ月以上事業を営む者

　⑶　市税の滞納がないこと

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市の区域内に所在する事業所において人材の確保を図る目的で実施する県内外で行われる合同企業説明会、就職相談会等への出展に係る事業とする。ただし、外国人技能実習生の採用活動に関するものは除く。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実施する事業に要する経費のうち、以下に掲げる経費とする。

⑴　企業説明会、就職相談会等への出展料

⑵　企業説明会、就職相談会等で使用する機器等のリース（購入は除く）、自社ＰＲのための装飾物の作成に関する費用

２　国、県の助成制度による他の補助金等の交付を受ける前項の経費並びに本市の助成を受ける合同企業説明会等への出展料については、補助対象としない。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の３分の２以内の額で、

５０万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

２　前項により算出した額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　規則第５条に規定する日は毎年１月末日とする。

２　補助金の交付申請に係る規則第５条第３号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

⑴　採用活動計画書（別紙１）

⑵　本市の区域内において６ヶ月以上営業をしていることが確認できる書類

⑶　補助対象経費の根拠となる書類

⑷　市税の滞納のない証明書

⑸　前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

３　前項の規定にかかわらず、同項第４号に掲げる書類は、市が保有する情報により調査することについて補助対象者が同意する場合は、省略することができる。

４　補助金の申請は、同一年度につき１回限りとする。

　（実績報告）

第７条　補助金の実績報告に係る規則第１５条第３号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

　⑴　採用活動報告書（別紙２）

　⑵　補助対象経費の支出を証する書類の写し

　⑶　補助対象事業の実施状況を証する書類及び写真等

　⑷　前２号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

　（効果の測定）

第８条　補助金の効果（条例第４条第２項第１号の効果という。）は、補助対象者が採用した人数によって測定するものとする。

　（補助事業者等の責務）

第９条　補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の商工振興政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

　（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、経済シティセールス部長が別に定める。

　　　附　則

　この要領は、令和６年４月１日から施行する。